

構想される。

議論に先立って 1 点注記したい。先に生活保護制度は、「社会」を単位とする制度であり、一般的な論理と基準をもつと記したが、そのことはただちに、個人や集合体のもつ特殊性に考慮しないことを意味ものではない<sup>7</sup>。また、一定の論理と基準を動かす実行主体は、中央政府に限定されるわけではない。はたして生活保護制度が、それ自身として、人々の地域的・属性的な特殊性にどのように配慮するものであるか、また、生活保護制度の運営にあたって、自治体や地域共同体、自発的集団などとの間にいかなる協働——財政的、実務的な協働——を期待し、生み出すものであるかは、生活保護制度を考察するための不可欠な視点となる。さらに、生活保護制度は、地域的・属性的な特殊性への配慮を第一の特性とする他の諸制度とどのような関係で結ばれるのか、はたして両者の間にどのようにして協調性を築くのかという問題もまた、考察すべき重要な論点となる。

## 2. 無差別平等原理と補足性原理

日本の生活保護制度は、「健康で文化的な生活水準の維持」を可能とする給付に努めてきた。現在、採用されている格差水準均衡方式は、市場制度の発展と成熟を背景に、国民の平均消費水準から大きく乖離することのない給付を実現してきた<sup>8</sup>。加えて、「必要即応の原則」(第 9 条) は、異なる人々の間で同一の水準を実現するために、個々人の年齢別、地域別、属性別の個別需要に配慮する仕組みを考案した。生活扶助・住宅扶助・教育扶助など必需な支出項目に応じた配慮、あるいはまた、障害・母子・高齢加算など属性に応じた配慮がこれに相当する。かくして、日本の生活保護制度は、金銭的な指標に依拠しながらも、個々人の環境や属性の相違を補填しながら、すべての個人に基本的福祉を保障するという、福祉の平等化を実現するものとなった。

だが、その一方で、日本は、目標指向的な (targeting) 制度の創設によって、生活保護制度の事実的な適用範囲を狭めてきた歴史をもつ。特定の属性（障害・高齢・母子・児童など）に対応する福祉サービス、特定の必需（扶養・教育・介助など）に対応する手当制度がこれに該当する。また、保険料の無拠出制・減免制を盛り込んだ「国民皆保険制度」もまた、同様の役割を果たしてきた。国民皆保険制度は、傷病・退職後の生活難・要介護状態など特定のリスクが発生しない限り、日常的には公的所得支援を要しない低所得者を、保険料の免除・減額のうえで予め保険制度に参加させることによって、彼らが困窮に陥ることを防いできた。元来、保険制度は、拠出給付関係を原則として特定のリスクに共同で対処する仕組みであるが、日本は、事実的な資源移転システムを内蔵させることによって、国民皆保険制度を実現してきたのである。

日本がこれらの制度を優先させた根拠は、生活保護法第 4 条「補足性の原理」に求めら

<sup>7</sup> ルールが有する個別性と普遍性との両立に関する理論的考察については、別稿参照のこと。

<sup>8</sup> マーケット・バスケット方式から格差水準均衡方式までの流れについては、小沼 (1974/1980)、籠山京(1978/1982)参照。

れる。「補足性の原理」は、利用可能なあらゆる手段——制度的手段、また、個人的能力（資産・労働能力、私的扶養）——を活用し尽くしたあとに、なお残る困窮に対処する仕組みとして、生活保護制度を規定する原理である。上述したように、生活保護制度は、それ自身においては、困窮という事実以外にいかなる給付条件（資格要件）をももたないことを特徴とする。しばしそれが「無条件給付制度」と呼ばれるゆえんである。補足性原理は、その無条件給付制度を外在的に条件づける役割を果たしている。はたして、そこにどんな理があるのだろうか。実際にはどのくらいの制約が適当なのだろうか。今回の見直しにおいて、この補足性原理が争点の1つとされた。そこで、以下では議論に先立って、「補足性の原理」の意味と企図を確認しておきたい。

上述の目標指向的な制度は、自由な競争市場のもとでは困窮に陥る恐れのある人々を要因別に捕捉し、資格要件付の公的給付を行うことによって、彼らが困窮に陥ることを予防しようとする仕組みである。それは、市場とは異なる論理にもとづく分配を可能とする一方で、真に必要なもの（それだけ）を真に必要な人々に届けるという意味で、より効率的な分配を実現すると期待される。しかも、資格要件を通して、受給することの理由が広く明らかになるために、公共的な理解が促進され、ステイグマの緩和につながると期待される。補足性の原理は、このような目標指向的な制度の優先性を明記することにより、一般的な生活保護制度との競合を回避するものである。

その一方で、補足性の原理は、事実的に困窮を回避できないケースのあることを想定し、無差別平等な公的給付を用意する<sup>9</sup>。その意図はどこにあるのだろうか。ここでは2つの点を指摘したい。

第一は、目標指向的な制度によって困窮を予防することの実践上の制約である。はたして何を目標とし、何を資格要件とする制度を創設するかは、実際的な政治過程や人々が現有している常識や規範に依存して、制限されるおそれがある。例えば、少子高齢化に対する人々の危機感は、子育てあるいは介護という特定の需要をもつ人々に一定の社会的貢献を認め、それを公的な所得補助の根拠とみなすかもしれない。また、心身の障害や疾患ゆえに社会的・経済的不利益を蒙ることは不当だという人々の意識は、障害者の所得保障や高額医療費の公的負担を当為とするかもしれない。だが、人々の意識が変化したとしたら、それらの制度は縮減される恐れがある。逆に、いまは、ボランティア活動に従事して労働市場に参入していない人々に、所得補助を与える制度は存在しないものの、人々の意識の変化、あるいは、政治的勢力の変遷に伴って制度が新設されるかもしれない。真に必要な要件をすべて網羅することは、理論的には可能であったとしても、実践的には難しい<sup>10</sup>。

第二は、困窮の予防に関して、目標指向的制度がもつ本質的な制約である。需要あれ、

<sup>9</sup> 例えば、少子化を背景に子育て支援政策が謳われる一方で、子どもの養育費は当事者が負担すべきだという考えが強まれば（元父親との契約履行を厳格にするものの、公的な保護は不要だといわれる！），児童扶養手当の受給資格を失う人の数が増加するだろう。

<sup>10</sup> 理論的には可能であることと理論的に意味があるかという問題もある。潜在能力リストに関する議論 2004 後藤・阿部他参照。

属性である、困窮をもたらすおそれがある要因として特定化された給付要件は、かならず受給の資格ある人々とない人々とを線引きすることになる（それが「資格」と呼ばれる所以である）。1つの資格要件は1つの非受給層を生み、その人々が困窮に陥ることを予防できない。それでは、複数の資格要件を立てたらどうだろうか、おそらくどれほど多様な基準を立てようとも、細分化された制度を構築しようとも、どの資格要件をも満たさない人々が存在する可能性を完全には否定できないだろう。また、困窮に至る経路がきわめて個別的であるために、タイプの分類やケースの抽出といった作業になじまないケースがあることが問題を難しくしている。この他にも、必要な制度がすべて出揃うまでには時間的ずれが存在すること、複数の目標指向制度を整合的に評価し、公正に資源を配分する方法は自明ではないことなどを考慮しても、困窮という事実のみに依拠する無資格の給付制度を用意しておくことに理があるだろう。

以上より、「補足性の原理」は、より一般的な生活保護制度と各種、目標指向的な制度とを整合化する要となることが理解された。だが、現場では、旧来より、その適用の難しさが指摘されており、今回の見直し論議の1つのテーマとされた。次節ではその理由を明らかにしたうえで、議論の争点に迫ろう。

### 3. 「入りやすく出やすい制度」の提唱とそれへの批判

補足性の原理を適用することの実践的な難しさは、とりわけ次の2つの点にある。第一に、生活保護に優先的に適用される制度に欠陥がある場合、補足性原理の機械的な適用は、無保護者をもたらす結果になりかねないという点である。例えば、高齢者を例にとろう。もし高齢者という属性に特有の困難に対処する制度が十全であれば一一再雇用機会の充実・医療・介護サービスの充実・道路や建物に関するバリアフリー・ユニバーサル・サービス、老齢年金一一など、生活保護に入る高齢世帯の数は激減するだろう。だが、これらの制度が形ばかりで、高齢者が直面するさまざまな困難に十分対応できるものではないとしたら、補足性の原理の機械的な適用は、個人的能力を完全に使い尽くすまで、彼らに窮乏をしいる結果になりかねない。

第二に、市場以外で社会的に有用な価値を生み出す人々の活動を、正しく評価する仕組みが存在しない場合には、個人的能力の活用は、市場的な能力の活用（例えば就労、投資、資産の売却）、あるいは、私的な扶養への依存に還元されかねないという点である。例えば、ボランティア活動で功績を上げているものの、市場就労をする余裕がないまま困窮している若者がいるとしよう。彼は、生活保護の適用を認められるだろうか。現在の日本では難しいという。なぜなら、彼は、市場就労する能力を十分、持ち合わせているはずなのに、未だ活用していないと判断されるからである。補足性の原理は、個人に、ほかでもなく市場的な能力の活用を強要することになる。

近年の日本は、先述したような社会保障・福祉改革の思想的潮流の中で、非市場的論理を内包する目標指向的な制度を縮小する傾向がある反面、いまだに、アメリカやヨーロッ

バのように、コミュニティ就労や NOP 活動など、市場以外で個人的能力を活用する場が成熟しているとはいがたい<sup>11</sup>。このため、ひとは、生活保護制度に入るには市場につながる一切の能力を失う必要がある一方で、生活保護から退出するには市場で能力を活用する他はないという、二極分解的な状況に追いつめられることになる。

今回の見直し論議では、このような日本の状況を鑑みて、「補足性の原理」にある個人的能力の優先的適用の規定を弱め、生活保護制度を「入りやすく出やすい制度」とすることが提案された。すなわち、生活保護の受給にあたって一定の資産の保持を認め、私的扶養義務の範囲を狭め、労働能力活用の要件を弱めようという提案である<sup>12</sup>。このような提案の背後には、次のような人々の存在が想定されていた。例えば、一定の資産を残して所得扶助を受けるとしたら、いつかその資産を元手に個人事業を起こす力をもった人、あるいは、養育サービスと技能訓練を受けながら所得扶助を受けるとしたら、いつかその技能を生かしてより高い収入をえる力をもった人など、部分的な困難を抱えながらもそれを公的給付によって克服すれば、市場に参入する力をもった人々である。自立の基盤を完全には失っていない人々に、早期に生活保護を適用することによって、困窮を未然に防ぎ、自立を促進させたいというのが、最大の提案理由だった。

このような提案は、上述した目標指向的制度の目的、すなわち部分的な所得補足による困窮への予防を包み込むものであるから、当然ながら、受給者の拡大が予想される。制度の縮小を図る論者にとっては受け入れ難い提案だった。ただし、財政的には、規模が拡大するとは限らない。むしろ、一時的困難に対処するための支出が増加する一方で、深刻な困窮に対処するための長期的支出が減少すると考えられる。また、自立した受給者の活動を通して、市場的な価値あるいは社会的な価値が増加する可能性をもつ。さらに、一時的な保護率の上昇と引き替えに、平均受給年数が短くなることによって、総給付額は減少する可能性がある。

「入りやすく出やすい制度」の提案にとっての難問は、むしろ次のような素朴な疑問であった。早期の給付によって困難を克服することができたとして、彼らがスムーズに市場的あるいは社会的価値の創造に移行する保証は、はたしてどこにあるのだろうか。市場に移行するために必要な手段を欠く人々が、市場に移行できないのは明らかであるとしても、所得扶助を受けてそれらの手段を獲得できた人々が、即、市場に移行できる保証はない。「出やすさ」に注目するこの疑問は、実のところ、生活保護法が掲げる 2 つの目的、「健康で文化的な生活水準の維持」と「自立の助長」をいかにして両立させるかという、社会福祉の根本問題に関連するものだった<sup>13</sup>。今回の見直し論議の後半は、「加算制度」の廃止案と「自

<sup>11</sup> 市場とも政府とも異なる中間組織による社会保障・福祉については、例えば、後藤 2005 参照。

<sup>12</sup> 今回の報告書では、資産の保有条件と扶養関係を緩めることが提案として記されている。

<sup>13</sup> 小山進次郎(1951)参照のこと。

立支援サービス」の創設案に焦点が当てられた。「入りやすく出やすい制度」を提案する人々にとっても、これらは簡単には無視できない問題を孕んでいたからである。

だが、実のところ、「加算制度」の廃止案と「自立支援サービス」の創設案の背後には、彼らとは正反対の思惑が潜まっていた。すなわち、端的に所得保障の規模を縮小し、「自立」によって給付を条件づけようという考え方である。彼らは、対価を要求することのない給付の仕組みは、本来的に、個人の自立の意欲を削ぐものだと批判する。明らかに、彼らと「入りやすく出やすい制度」を提案する人々との間には、大きな思想的な距離があった。後者は、「自立の助長」を、生活保護制度が追求する目的の1つとした上で、制度の具体的運用を改善したいと願う。それに対して、前者は、「自立」を普遍的な価値規範として掲げる一方で、生活保護制度が追求すべき目的とは考えない。むしろ、生活保護制度は、「自立」規範を切り崩すおそれがあるために、消滅されるべきだと考える。

先述したように、これは、近年日本の社会保障・福祉改革の中でもとみにその勢いを増しているイデオロギー、市場的論理と規範をすべての社会制度に貫徹しようとする立場に他ならない。これに対する批判的検討は終節に譲り、以下では、はじめに「入りやすく出やすい制度」の観点から、「加算制度」の廃止案と「自立支援サービス」の創設案を検討しよう。そのために、次節では、「健康で文化的な生活水準の維持」と「自立の助長」をいかにして両立させるかという社会福祉の根本問題について、所得保障と自立支援サービスとの内的連関を解釈する方法を考察しよう。その鍵は、自立の基盤ともなる個人の潜在能力の観点から、所得保障の意味を問い合わせるとともに、市場では調達困難な資源に着目し、所得に加えて要請される自立支援サービスの中身を考えることにある。

#### 4. 消費水準指標を越えて

「自立の助長」を「健康で文化的な生活水準の維持」と並ぶ生活保護制度そのものの目的として受け止めたうえで、2つの目的のバランスづけ方を問題とする議論は、生活保護制度の発足直後から活発になされてきた。具体的には、給付水準の充実を図ることとケースワーク・サービス政策の充実を図る人々の間で議論が展開された。ただし、そこで議論の焦点はあくまで両者にかけるウエイトの相違にあり、2つの目的あるいは2つの政策に関して二者択一を迫るものではなかった。この点で、所得保障政策の充実を自立助長の妨げとみなす見解とは、まったく異なる次元の議論であったことを最初に確認しておきたい。とはいえ、ウエイトをめぐる議論にも、単なる財政的・政策的な配慮に留まらない哲学的な論点が含まれており、それが「加算制度」を見る視角にも影響を及ぼしていた。それは、社会政策の対象として、個人の生のどの局面に注視することが妥当であるかという問題である。以下では、この点に留意しながら、母子加算をめぐる論議を検討しよう。

例えば、先に紹介した格差水準均衡方式を例にとろう。それを給付水準の決定方法として採用する背後には、「健康で文化的な生活水準」に接近する方法として消費水準を指標とすることが適しているという判断がある。だが、そのような判断それ自体は、ただちに、「健

康で文化的な生活水準」は「消費水準」の問題に還元して捉えることが望ましいという規範的判断に直結するものではない。測定上の理由で消費水準指標を採用しつつも、「消費水準」を越えて「健康で文化的な生活水準」の意味を、例えば個人の自立の観点から問い合わせることは可能だ。そもそも、給付水準の決定にあたって、「所得水準」ではなく「消費水準」に注目した背景には、所得を越えて人々の「生活」により接近しようという意図があったと考えられる。にもかかわらず、「消費」に向かう視点が、「消費」を通して実現される人々の活動や状態、「自立」の基盤へとさらに突き進んでいかなかったのはなぜだろうか。

実のところ、規範的にも消費に留まろうとする立場は政治的リベラリズムの旗手であるジョン・ロールズの考え方と親和的である。ロールズは、「最も不遇な人々」の境遇を最大限に改善せよという格差原理を提唱するにあたって、「最も不遇な人々」自体を捉える具体的な指標については特定化しようとした。ある社会状況のもとでは所得指標を近似的に用いることができるだろうと注記しているだけである。それは、一方で、社会政策のもつ内的制約、すなわち、「同様の境遇にある人々を同様に、異なる境遇にある人々を適切な差異のもとで扱う」ことを原則とする社会政策が、個々人の多様な利益や善き生を比較評価することはきわめて困難だという事実から、彼が出した暫定的な結論である<sup>14</sup>。所得を用いて何を消費し、消費を通してどんな生を実現するかは、ひとの価値・目的に直接関わることがらである。社会政策は、個々人が抱くかもしれない多様な価値や目的に対して、できるだけ開かれたものであることが望ましい。所得が公正に再分配されたら、ひとは市場で、自分の価値や目的に応じて望ましい活動を展開することができるだろう。

ただし、このような見解は、ある特定の価値や目的を社会政策の対象とすることが、人々によって理性的に受容される場合には、それを指標として個々人の利益や善き生に直接、配慮することに反対する理由をもたない。例えば、所得水準あるいは消費水準にはあらわれてこないものの、社会的に配慮すべき理由が明らかであるような価値（例えば、友人・同僚との社会関係）があり、その欠如が観察されたしたら、それは社会政策の情報的基礎として考慮されなければならないはずだ。本章では詳細を省くが、このような視角から、ロールズの政治的リベラリズムを、より実質的な自由（Freedom）の保障に向かって大きく歩を進めたのが、アマルティア・センの潜在能力理論である。彼は、個人の行いや状態を表す functioning（機能）、さらにはその集まりとしての潜在能力を社会政策の情報的基礎とすることを提唱した。

彼のいう潜在能力とは、利用可能な財やサービスを使って、個々人が実際に何を行うことができるか、どんな状態であることができるかなど、まさに自立の基盤を捉えようとする概念である。社会政策の情報的基礎とされる基本的潜在能力とは、ある個人の行いやあり様に関してその不足が認められたとしたら、それを社会的に放置しておくことは許されないこと、社会的責任でその不足を補わなくてはならないことを意味するものである。ここにはロールズが危惧するような、社会による個人的な利益や善、価値や目的への踏み込

---

<sup>14</sup> ロールズ、後藤別稿参照のこと

みすぎがあるかもしれない。あるいは、どのような行いやあり様に注目するかに関する偏りを逃れられないかもしれない。センはこれらの問題に無自覚であったわけではない。彼よれば、社会政策の立案において肝要なことは、なぜ、社会は、他の価値ではなく、ある価値に関する不足に着目するのか、その理由と意味を、常に、公共的な批判の対象としておくことである<sup>15</sup>。

先述した、一般的な生活保護制度に先立つ目標指向的制度の根拠もここに求められる。市場的評価を越えて、特定の需要や属性に対して公的給付の資格要件を与えるためには、本来、それらを社会政策の対象とすることの必要性と妥当性が、人々の理性的な熟慮のもとに吟味されなくてはならないはずだった。だが、それが実践的には困難な政治的状況の中で、日本の社会保障制度は、特定の需要や属性を理由とする公的給付を——そのより普遍的な意味を十分に討議することなく——、生活保護制度に盛り込むことで対処しようとしてきたのである。いわゆる生活保護制度の中で、「扶助制度」、「加算制度」と呼ばれているものがそれに該当する。例えば、医療・住宅という特別の需要を理由とする公的給付制度が整備されないもとで、生活保護制度の中に、「医療扶助」、「住宅扶助」という項目が盛り込まれた。母子世帯という属性に特有の困難に対処する公的給付制度が整備されないもとで、生活保護制度の中に「母子加算」が盛り込まれた。

今回の見直し論議で浮上した「母子加算」の廃止案は、消費水準に基づく比較データを根拠として提出された。すなわち、母子加算を除く生活保護受給者の平均消費支出は、非受給低所得（所得第三分位）母子世帯の平均消費支出とほぼ均等であるのに対し、母子加算を加えると生活保護受給母子世帯の平均が非受給低所得母子世帯の平均を上回るという結果から、加算の必要性は認められないと。だが、ここでの真の争点は、自立の基盤という観点から、人々の行いやあり様に一步踏み込み、「母子加算」の根拠を再度、公共的に問い合わせることにあるはずだ。はたして、母子世帯という属性に特有の困難が認められるか否か、それが追加的補償の対象として人々に承認されうるか否かにある。承認されうるにも関わらず、その困難に対処する目標指向的制度が不備であるとしたら、「補足性の原理」と「必要即応の原理」の両方から、母子世帯特有の追加的必要は生活保護制度で補うべしという結論が導かれるからだ。以下では、2003年に実施された「社会生活に関する調査」<sup>16</sup>の結果を用いながら、非受給低所得母子世帯と生活保護受給母子世帯の現実に接近しよう。

## 5. 母子世帯の潜在能力

はじめに観察されるのは、非受給低所得母子世帯の生活の厳しさである。例えば、新聞・雑誌購入、献立の品数、住環境（物音、日当たり、風通し・湿気、雨漏り・すきま風、居住環境）、住宅条件（専用トイレ・洗面所・浴場）、中元・プレゼントのやりとり、自宅への招待の充足割合が他世帯に比べて極端に少ない。特に、新聞・雑誌購入、献立の種類、

<sup>15</sup> Sen, 1985, 1992 他参照。

<sup>16</sup> 社会生活に関する調査検討委員会（2003）参照のこと。

住宅条件（専用トイレ、寝食分離）、洋服の購入、学校行事への参加に関しては生活保護母子世帯と比べても少ない。また、休日や夜間などの不規則労働や摩擦の多い職場環境を体験した割合が他世帯よりも高い。さらに、「毎月赤字・ときどき赤字」という回答が全体の8割を占めており（子どもが有る低所得世帯は一般に高いが）、金融資産の保有、生命保険・障害保険に加入している割合は低い。自己の生活程度に関して下と答える人の割合、現在の生活に大変不満・不満・どちらかといえば不満と答える人の合計割合は他世帯を大きく上回る（前者が27.4%、後者が32.9%、後述するように生活保護母子世帯よりも大きい）。

他方で彼女たちは、子どもを通じた社会関係、友人や親族、近所などとの協力関係や未来志向的な活動が比較的豊かであることが観察される。例えば、子どもの誕生会、読書（本・雑誌）、映画、カラオケ、手紙、ドライブ、インターネットの利用、携帯電話の所有などは、低所得層の「その他世帯」に続く高い値を示しているからである。また、金額は少ないもののほぼ半数の人が少なくともときどき貯蓄をしている（ときどき貯蓄をする子ども有世帯の平均は65.5%）。子どもの進路の見通し（希望）についても、低所得層の母子世帯は短大まで含めると低所得層の「その他世帯」にかなり接近している。このような傾向は、住居、食料の他、被服・履物、光熱・水道、交通通信、教育、教養娯楽費などの消費支出項目に関して、絶対額こそより少ないものの、全消費支出に占める割合が、低所得「その他世帯」を上回っていることからも推測される。職場関係者とのつきあい、親身に相談に乗ってくれる人もつ割合も、低所得「その他世帯」よりも高い。

続いて、生活保護受給母子世帯に視点を移そう。生活保護受給母子世帯の居住条件・住環境とともに厳しい。十分なふとんの数、晴れ着・礼服の所有状況、中元・プレゼントのやりとり、インターネットの利用状況、子どもとの外出、子どもの誕生会、おせち・初詣・松飾りなどの充足割合は、いずれの世帯と比べても極端に低い。また、これまでに解雇された、あるいは雇用を拒否された体験をもつ世帯の割合は、断然、低所得母子世帯の平均よりも大きい。その一方で、（平均世帯人員数が低所得者層母子世帯よりも多いことも一因であるが）、食料・住居、光熱・水道、家具・家庭用品、被服・履物に関する消費支出水準は低所得母子世帯を上回っており、教養娯楽もほぼ同水準である。教育費および交通通信費に関しても、低所得母子世帯に比べると少ないものの、他の生活保護受給世帯に比べると飛び抜けて多い。

また、生活保護受給世帯は一般に、短大・大学まで子どもの進路を考える割合が低い（平均で23.3%，低所得世帯の平均は58.6%）が、母子世帯の割合はその他世帯よりも若干上回る。低所得世帯では母子世帯の方がその他世帯よりも低いので、この点は特徴である。とはいっても、低所得層母子世帯と生活保護層母子世帯の差は歴然としている（前者の平均は52.4%であるのに対し、後者の平均は23.8%）。また、生活保護受給世帯は一般に、「生活程度は下」と答える人の割合が低所得世帯に比べてずっと多いが、そのように回答する母子世帯の割合は他世帯よりも少なく、低所得者母子世帯と比較しても少ないことも興味深

い。不満・大変不満・どちらかといえば不満の割合の合計についても同様の傾向を示す。

さらに、生活保護受給世帯は一般に、親族のつきあい、近隣とのつきあい、職場関係のつきあい、それ以外の人とのつきあいが存在する人の割合、また、相談に乗ってくれる人が存在する人の割合が低所得者世帯よりも低いが、とりわけ母子世帯に関しては、生活保護受給母子世帯と低所得母子世帯の格差が大きい点は注目される（近所で親しい人が存在する割合は、低所得母子世帯 64.4%に対して、生活保護母子世帯は 44.5%）。

以上より、結論として、次の諸点が指摘される。生活保護受給母子世帯の消費水準が低所得母子世帯の消費水準と同等あるいは上回るという事実は、彼女たちが「健康で文化的な生活」を享受していることをかならずしも示すものではない。なぜなら、第一に、レフアレンス・ポイントとされている低所得母子世帯の消費水準が、健康で文化的な生活を実現するうえで十分な水準であるとは言い切れないからであり、第二に、消費を通じて得られる財やサービスは、健康で文化的な生活を維持するための手段として、十分とはいえないからである。

さらに、いま、自立の基盤としては、安全でディーセントな衣食住、心身の健康の他に、安定した生活設計、生涯的なプランニング、リスクに対処する活動や将来に対する投資活動、さらにはさまざまな人間関係を通して展開する社会活動や文化活動などが含まれるとしよう。これらに関する低所得母子世帯の特徴は、通常、必需項目と考えられている財やサービスの消費を数量的に、あるいは質的に抑制しながら、むしろ、通常、選択項目と考えられている子どもを通じた社会活動、自分や子どもの将来投資に、所得や時間を振り向けようとしている点に見られる。それに対して、生活保護受給母子世帯の特徴は、通常は必需と考えられている財やサービスの消費は、低所得母子世帯を若干、上回る一方で、社会活動や将来設計に向けた投資は極端に少ない点に見られる。その主要な理由は、社会活動や将来設計に向けた投資は一般には必需と考えられていないからであり、必需と考えられている財やサービスの消費に比べて社会的な抵抗感が大きいからであると推測される。このことは、社会活動や将来設計を推進させていくために必要な初期条件の不足——補足性の原理の説明で個人的能力と呼んだ、私的扶養関係・資産・労働機会の喪失など、生活保護制度の入り口での足切り条件でもあった——をますます加速する結果になりかねない。

最後に調査から得られたインプリケーションをまとめよう。現代資本主義社会においては、紛れもなく、多目的手段である所得をもとにした市場的消費活動が重要な意味をもつている。だが、いかに成熟した市場であっても、依然として市場では充足困難なもの、あるいは、市場の外にあって市場での充足を格段に有利にする資源があることも確かである。近親者による物的・心的支え、本人の学歴、病歴、職業や子どもを通じて得られる人的ネットワーク、本人のコミュニケーション能力、生活習慣、友人・恋人の存在など、それらをもつことはひとにとって僥倖であるとともに、それらはひと自身が自己の僥倂を生かしつつ生み出してきたものである。それらは外的なものでありながら、ひと自身の内的性質や自我と深く結びついたものである。そして、それらは、それらがあることによってひと

が市場で就労し続けることがまがりなりとも可能となる一方で、それらを欠くことがひとの就労を著しく困難にしてしまうような何かである。

低所得でありながら生活保護を受給しない母子世帯は、物価や労働市場のわずかな変動に翻弄されながらも、また、厳しい就労条件や職場環境、時間のやりくりに苦悩しながらも、就労できる環境的・身体的・精神的条件を辛うじてもっていると考えられる。手元にあった親族、職場や近隣らとの人的ネットワークを保持し、社会活動や将来設計に努力することが、困窮の回避につながったというケースもあるだろう。だが、彼女たちは同時に、ひとたび生活保護を受給したら、人的ネットワークを失い、社会活動や将来設計の機会を大きく制約されるのではないかという恐れを強くもっている点に留意する必要があるだろう。その恐れは、生活保護に入る時期を遅らせ、のっぴきならぬ事態を招く危険があるからだ。

## 6. 自立支援サービスと所得保障政策からなる重層的な公的扶助制度

前節で見たように、低所得母子世帯の消費水準をレファレンス・ポイントとしながら提起された母子加算廃止論議は、皮肉にも、低所得者層をも視野に入れた重層的な制度の必要性を示唆する結果となった。他方で、それは、必需を犠牲にしないですむような十分な所得保障とならんと、自立の基盤を広く支えるサービスが重要であることを示唆する結果となった。後者の点は、今回の見直し論議で新たに提起された「自立支援サービス」案と関わる問題である。本節では、はじめに、これまでの考察から構想される「公的制度」の概要を簡単にスケッチしよう。続いて、それをもとに、提起された「自立支援サービス」案を具体化する方向性を考えよう。

まず、自立の基盤をもつものの、稼得が十分ではない人々、つまり、就労その他の活動を行う能力をもち、人的ネットワークや資産をある程度保持している低所得世帯に対しては、本人たちが志向する社会活動や将来設計のための投資を尊重する一方で、市場の変動に翻弄されることなく安定的に必需を満たすことを可能とするような所得補助、ならびに、よりよい就労条件を可能とするための自立支援サービスを用意する。続いて、就労・活動能力や人的ネットワークなど自立の基盤をもたない人々に対しては、その回復を支えるより総合的な自立支援サービスを用意するとともに、従来、必需と考えられてきた財やサービスへの支出に加えて、社会活動や将来設計への支出をも可能とするような給付水準の確保とそれを支える人々の一般的な理解が必要となるだろう。

前者は、市場制度のもとで十分な収入の稼得を阻む要因、あるいは家計を圧迫する特別の需要を給付の理由として特定化し、それを資格要件として公的給付をおこなう目標指向的な制度であるのに対し、後者は、困窮という事実のみに依拠して公的給付をおこなう一般的な生活保護制度である。両者の関係は、前者を優先的に適用し、その不足を後者が補うものとする。例えば、低所得母子世帯は、基本的に、現在、加算の根拠ともされている母子世帯に特有の必要を、目標指向的制度における所得補助と自立サービスでカバーされ

る。そして、それでは足りない人々が、一般的な生活保護制度における生活扶助とより総合的な自立支援サービスを受けることになる。

これは、各要件に応じて、ピンポイント的に、「所得補助」と「自立支援サービス」という2つの政策を適用する複数の目標指向的制度と、各々を、困窮のみを根拠として適用するより一般的な生活保護制度から構成される重層的な「公的扶助」制度に他ならない。

このような構想は、今回の見直し論議で新たに提起された「自立支援サービス」を具体化し、実現していくための1つの方向性を示すものもある。以下にその要点を列挙しよう。

第一に確認すべき点は、「自立支援サービス」と「所得保障政策」は、それぞれ独自の機能をもった政策として、位置づけられなければならないことである。一方を適用することが他方を適用しないでよいことの理由とされてはならない、逆に、一方を受給することが他方を受給するための資格要件とされてはならない（換言すれば、一方を受給しないことが他方の受給を禁止する罰則要件とされてはならない）。財政的には、それぞれの政策は別個の予算枠をもって実行されることが望ましい。

第二に、「所得保障政策」と「自立支援サービス」のそれぞれを、これまで補足性の原理のもとで適用されてこなかった低所得者層にも広げていくことである。ただし、低所得者層を対象とする政策の内容と困窮者を対象とするそれとは、同じである必要はなく、それぞれの層の中でも、一律である必要はない。むしろ、想定されたケースに応じて、多様なメニューが用意され、個々人の状況に応じて（実際には、注目された要件に応じて）、必要な制度と政策が、適宜、組み合わさって適用されることが望ましい。

第三に、いずれの政策も個人の権利であるから、社会は提供する義務を負う一方で、個人に強要することはできない。ただし、ある政策がもたらす価値は、個々人にとってそれほど自明なことではない。なぜ、他ではなく、ある特定の行いやあり様を実現するための手段を、個人は獲得する必要があるのか、社会は用意する義務があるのか、その理由を、広く問い合わせることのできる場が用意されなくてはならないだろう。

以上の点に留意しながら、自立支援サービスを具体化していくことは、最後の砦と言われた生活保護制度に、市場的論理と規範を貫徹しようという思想的潮流とは明らかに異なる方向性をもっている。最後にこの点を確認して結びに代えよう。

## 7. 結びに代えて

日本の生活保護制度の基本論理は、〈困窮という事実のみを根拠とする給付〉にある。それは、誰であれ、困窮している場合には、公的な保障を受けることのできる仕組みである。目標指向的制度は、困窮をもたらす要因を予め特定化し、それを給付要件とする点では異なるものの、負担あるいは貢献といった対価を何ら求めることなく、資源を配分する点では、生活保護制度と共通する。本章では、このような資源配分の論理をもつ制度を、〈公的扶助制度〉と呼んだ。

これは、初期付与を所与とする個々人の自由な経済活動の結果、実現する均衡を資源配分の根拠とする市場の論理とは明らかに異なるものである（市場主義）。また、政府の適切なコントロールのもとに、個々人の便益と負担に関する衡平な釣り合いを配分的正義として実現する論理とも異なるものである（neo-liberalism）。したがって、市場の論理のみをよしとする、あるいは狭義の衡平性のみをよしとする一元的思想（monotonism）とは相容れない性質の制度である。

ただし、上述したように、公的給付を受けることは個人の権利であって強制ではないこと、受給との引き換えに、市民的・政治的自由への権利を奪われるわけでは決してないこと、あるいは、少なくとも権利の上では消費活動の自由をもつ点において、公的扶助制度が、市場的な論理や規範と真っ向から対立する制度だとは言い難い。

しかも、先に見た補足性の原理がある限り、市場制度による資源配分は公的扶助制度の適用に優先する。市場では対処できない特定の困難あるいは困窮があったとき、はじめて公的扶助制度が適用されるという、優先関係が両者の間で明白にされている。

さらに、公的扶助の財源は、租税で貯われ、租税の多くは市場的な経済活動がもたらす収益に課せられている現状では、公的扶助もまた市場に依存していることになる。以上の点を考慮したとき、公的扶助制度は、それ自身としては、市場とは異なる資源配分論理をもつとしても、そして市場とは異なる指図を出すとしても、両者の論理が直接的にコンフリクトを起こすことはないはずだ。

そうであるにもかかわらず、公的扶助制度の論理が市場制度の脅威として映るのはなぜだろうか。端的にその理由は、貢献なくして便益が得られるならば、誰も貢献しようとはしなくなるだろう。困窮という事実は完全には観察不可能であるから、みな偽って制度に入ろうとするだろう、という懸念にあるようだ。いわゆるフリーライダー問題、あるいは労働インセンティブ問題と呼ばれ、現実的にはその可能性は低いとしても、理論的には、およそ人が生産なくして消費できない限り、解かれなくてはならない問題を含んでいる。全面的に答えることは本章の課題を越えるが、いくつかの点を指摘して、結びに代えたい。

まず、公的扶助制度の中でも、目標指向的制度に関しては、予め観察可能な要因を資格要件として給付が実行されるため、虚偽の申告による非効率的な配分は避けられる点、また、多様な目標に関する整合的な社会的評価が形成可能である限り、目標指向的制度間の公正性も保たれる点を指摘しておこう。したがって、人々の合意形成に努めつつ、さまざまなタイプの目標指向的制度を作り、困窮に至るケースを予め回避する方法が考えられる。

ここで問題となるのは、諸外国でも資格要件と認められた事例のないケース、心身ともに健康な単身の若壮年者で、語学その他の就労能力を欠いているとはいえないケースであろう。もし、彼が、人々によって少しでも社会的価値を認められるような活動をなすとしたら、それを要件とする目標指向的な給付が可能となるだろう<sup>17</sup>。だが、少なくともいま人々

<sup>17</sup> あるいは市場活動への課税を財源とする公的扶助によらずに、また、もちろん、市場を通すこともなく、直接的な資源の移転（若者がもたらした社会的価値との交換）が個人間

は、彼自身がもつ価値以外に、いかなる意味での社会的価値の創出も認めることができないとしたら、しかも自発的な個人間移転（贈与）は期待できないとしたらどうだろうか。それでも、社会は、彼が困窮している限り、公的扶助を用意しなくてはならないのだろうか。

上述した公的扶助制度の仕組みによれば、本人に、広義の社会的評価軸上のどこかで「労働能力の活用」をなすことを求めつつ、自立支援サービスと所得保障をなすことになる。現に彼は、レジャー時間を多く享受しており、労働能力を活用しているとは言い難いとしても、困窮しているという事実を否定できない限り、社会は、公的扶助を用意しなくてはならない責任をもつ。その理由としては、先述したように、社会的評価軸自体が制度と人々の意識による内的制約性を免れ得ないからであり、それに対して、彼自身がもつ価値は、制度を越えて認められなくてはならないひとの価値だからである。

ただし、そのことは、ひとは無条件に基本的所得を受ける権利がある、という言明とは完全には一致しないだろう。そこには、消費の前提条件である生産に関する規定が欠けているからだ。本章では、公的扶助制度を支える基本原理は次のように定式化される。「(誰であれ)余裕のあるときは資源を提供し、(誰であれ)困窮しているときは資源を受給する」。生活保護法では、後半部分のみが記載されているが、憲法には勤労の義務と納税の義務が明記されている。困窮しているときに資源を受給するためには、余裕のあるときに資源を提供する必要がある。詳述は別稿にゆずるが、上記の基本原理では、ルールとして公示化されることにより、また、(誰であれ)と一般化されることにより、資源を提供するひと同士の、また、資源を提供する人と受給する人同士の相互性が担保されている<sup>18</sup>。

市場労働には組み込まれたくない人が、あるいは、既存のあらゆる社会的評価を相対化したいと願う人が、それでも労働能力の活用を要請されたら、その理由の1つは困窮している人々の受給を可能とすることにある。それを個人倫理として要請するのではなく、あるいは、罰則を伴う法的義務として強制するのではなく、相互性の論理に支えられたゆるやかな義務として定めることが、公的扶助制度を支える基本原理の意図である。公的扶助制度の存在は、市場的な論理と規範を越えて、生産すること・貢献することの意味を喚起する可能性がある。

確かに、ひとには、「貢献なくして便益あるなら生産しようとする」傾向性があるかもしれない。だが、ひとには、結果がただ自分に還ってくるだけなら生産しようとする傾向もあるかもしれない。あるいは、自分ひとりが困窮するだけなら生産しないが、他者のためにもなるなら、生産しようとする傾向もあるかもしれない。生活保護制度の改革で、

---

で行われるとしたら、それは、名前のついた交換であるために、市場とは異なる論理をもつことになり、しかもそのような交換のみで人々のあらゆる需要がみたされるようになつたとしたら、そのときには市場制度が否定されたという言説が成り立つかもしれないが。

<sup>18</sup> 後藤 2004, Gotoh (2004)

大切なことは、受け手を減らすことではなくて、支え手を増やすことである。

ひとは誰しも何かしらの困難を抱えながら生きている。それはひとの生の常態であるかもしれない。だが、それらと確かに連続していたはずのものが、どこかで途切れてまったく異質の困難に転化する場合がある。数値として両者の断絶を表すことは難しく、経験的にもとらえがたい。（あるいは、実際には断絶など存在しないのかもしれない）。けれども、そのような断絶を人間は意識しながら、それに対処するための制度を用意しようしてきた。それが公的扶助制度である。はたしてどんな困難を公共的な制度にもちこんだらよいのか、どんな困難はこれまでどおりひとりで抱えていた方がよいのか、高度な一般性を特徴とする公的扶助制度の一番の難しさは、実のところ、ひとの直面する困難それ自身の切り分け難さにあるのかもしれない。（何にでも適用できる制度は、何にも適用できない制度になるおそれがある）。だが、繰り返そう。人間は、ひとの直面する困難を本人任せにするのではなく、社会で対処するような制度を作ってきた。個人と報告書の末尾にあるように、「生活保護制度の意義とそれを支えることの意味」をあらためて確認する必要がありそうだ。

\*本章の作成にあたって、はじめに生活保護制度の在り方に関する専門委員会の座長であつた岩田正美氏をはじめとする委員の方々に心から御礼申し上げたい。特に、大川昭博氏、岡部卓氏、布川日佐史氏からは生活保護制度の理論と現実に関して多くの点をご教示いただいた。

## 参考文献

- Gotoh, R. (2004b): "The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context -- Towards "Social Contract" based on Reciprocity—", mimeo
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳、『正義論』、紀伊国屋書店、1979).
- Rawls, J. (1993): *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴村興太郎訳、『福祉の経済学—財と潜在能力』、岩波書店、1988.)
- Sen, A. K. (1992): *Inequality Reexamined*, Oxford: Clarendon Press(池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店、1999).
- 小沼正(1974/1980)『貧困：その測定と生活保護』、東京大学出版会.
- 後藤玲子・阿部彩他 (2004)「現代日本社会における<必要>とは：福祉に関する意識調査より」『季刊社会保障研究』Vol. 36.1, pp.38-55.
- 後藤玲子 (2004)「リスクに抗する福祉とは」橋木俊詔編著『リスク社会を生きる』、岩波書店.
- 小山進次郎(1951)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会（1975、同復刻版、全国社会福祉協議会）.
- 社会生活による調査検討会(2003)『社会生活に関する調査/社会保障生活調査結果報告書』

# 厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

## 分担研究報告書

### 日本の社会保障制度における社会的包摶（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

#### 「子どものいる世帯の経済状況」

分担研究者 大石 亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

##### 研究要旨

本研究では、既存のデータから社会的排除の実態を把握するために、3つの手法を用いてその計測および分析を行った。3つの手法とは相対的貧困指標、社会的必需項目を用いた相対的剥奪指標、4つの次元（必需項目、アメニティ（サービス）、住宅、社会関係）における相対的剥奪指標である。その結果、それぞれ26%、19%、17%の人々が「貧困（剥奪）」の状況であることがわかった。また、剥奪指標はある世帯年収を境にそれ以下であると急増することが確認された。これらの結果は、その手法や用いる調査項目によって大きく左右されるものの、欧米で確認されている社会的排除の事象が日本においても同様の手法で計測可能であることが確認された。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、1980年代半ば以降の所得格差の動向や子どものいる世帯の経済状況を、高齢者世帯との比較を交えて把握することにある。

#### B. 研究方法

第1に、厚生労働省「所得再分配調査」に基づき、各種の所得不平等指標（ジニ係数、パーセンタイル比、平均対数偏差など）を使用して所得格差の推移を把握する。第2に、子どものいる世帯や高齢者世帯の所得水準を、世帯規模の違いを調整するため等価尺度で除した世帯所得で把握する。第3に、社会保障制度による再分配の効果を計測するため、再分配前の「当初所得」と、再分配後の「再分配所得」で比較を行う。

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が漏出しないように細心の注意を払うこととした。

#### C. 研究成果 と D. 考察

第1に、所得階層別の分布についてみると、高齢者世帯では低所得層が縮小している半面、子どものいる世帯では低所得層の規模は変わらず、中～高所得層がやや拡大するなど2極化の傾向が認められる。

第2に、世帯人員規模を調整した後の実質世帯所得や実質可処分所得を比較すると、高齢者世帯は1980年代後半から一貫して上昇しているのに対し、子どものいる世帯では1990年代半ば以降、低下に転じており、低下幅は全世帯平均よりも顕著である。結果として、高齢者世帯と子どものいる世帯の生活水準格差は縮小している。

第3に、このような高齢者の経済状況改

善は、社会保障給付の充実によるところが大きい。65歳以上の高齢者のいる世帯の世帯人員1人当たり社会保障給付額は、1986年から1998年にかけて61%増加し、とくに年金給付は73%と大きく増加した。一方、同時期における子どものいる世帯の社会保障給付（1人当たり、実質）増加率は20%で、しかもこれは同居している高齢者への公的年金給付の拡充によるところが大きい。子どものいる世帯が受け取る年金、医療以外の社会保障給付（児童手当等）は、世帯人員1人当たりで1986年が1200円（2000年価格）、1998年でも3400円（同）と少額にとどまる。

#### E. 結論と政策的含意

第1に、高齢者内部での移転を充実させることが重要である。高齢層の所得水準改善の大きな部分は社会保障給付の充実によってもたらされているが、こうした給付はより若い世代の負担によって実現されている。子どものいる世帯の所得水準が実質的に低下しているということは、より若い世代ほど所得水準が低下していることを意味しているが、そうした世代間移転よりも高齢層内部での世代内移転によって低所得層に属する高齢者の所得水準を引き上げることを考えるべきである。

第2に、子どものいる世帯の中でも相対的に低所得層にいる世帯に対して、再分配を充実させることが必要である。片親世帯はとくに所得水準が低く、また、低下度合いも大きいため、これらの世帯に属する子どもに対して給付を充実させることは、子どものいる世帯全体の格差是正、所得水準の改善に貢献するとみられる。

第3に、子どもの誕生による生活水準の低下を抑制する施策が必要である。若年層において子どものいる世帯の経済状況が相対的に低下しているが、その主な要因は妻

が出産退職による所得減少にあると考えられる。したがって、子どもの誕生によって就業を諦めなくとも済むような育児と就業の両立支援策を拡充すべきである。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

大石亜希子(2005)「子どものいる世帯の経済状況」、国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』、東京大学出版会、近刊。

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的所有権の取得状況

なし

## 論文

子どものいる世帯の経済状況

国立社会保障・人口問題研究所

社会保障基礎理論研究部 第2室長

大石 亜希子

## 子どものいる世帯の経済状況

大石亜希子

国立社会保障・人口問題研究所

### 1. はじめに

近年の社会保障改革をめぐる議論では、社会保障給付における高齢者と子どもの配分を見直すべきだという論調が強まっている。その背景としては、主に次の三つが挙げられよう。

第1は、少子化との関連で、児童・家族関係給付の規模が問われていることである。第2章で詳述するように、日本の社会保障給付費に占める児童・家族関連給付のシェアは3.8%（2002年度）に過ぎず、過去20年間、ほとんど変動していない。社会保障給付費の7割を占める高齢者関係給付と比較しても、また、他の先進諸国と比較しても、わが国の児童・家族関連給付の規模は際立って小さい。合計特殊出生率が2003年には1.29まで低下する中で、少子化に歯止めをかけるためには、子どもや子育て世帯に対する社会保障給付の配分を大幅に拡充すべきだという議論が各方面から出ている。

第2は、高齢化に伴う社会保障給付の増大である。2004年度の国民負担率（国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合の合計）は35.7%に達する見込みであるが、税や社会保険料は主として現役世代の拠出によって賄われている。厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」（2004年5月推計）によると、社会保障以外に係わる租税負担率を不变と仮定しても、国民負担率は2025年度に56%程度まで上昇すると試算されており、今後、子育て世帯をはじめ現役世代の負担は一層重くなる。こうした中で、高齢者に偏った社会保障給付の構造を見直さなければ、社会保障制度の持続可能性はもとより経済社会にも深刻な影響が生じるという議論が出ている。

第3は、世代間格差の存在である。世代間移転が生じていない状況であれば、高齢者と子どもの配分問題は、個人の一生を通じた給付と負担の再配分に過ぎないという見方も可能である。しかし、多くの試算が示すように、現在の日本の社会保障制度においては若い世代ほど一生を通じて受給する社会保障給付を拠出額が上回るというネットの負担が生じており、しかも、世代が新しくなるほどネットの負担が拡大するという世代間格差が存在する。こうした世代間格差を縮小させるために、高齢者に対する給付を見直すべきだという主張も唱えられている。

そこで本稿では、1980年代後半以降の子育て世帯の経済状況がどのように変化したのか、その実態を高齢者世帯や高齢者のいる世帯との対比において把握し、高齢者と子どもの配分問題に対する政策的インプリケーションを探ることとする。

本稿の構成は以下のとおりである。次の第2節では、主要な先行研究について整理するとともに、本稿で使用するデータと分析手法について説明する。第3節では、「所得再分配

調査」（厚生労働省）の個票に基づき、子どものいる世帯の経済状況を、高齢者世帯との比較において把握する。また、子どものいる世帯内部の格差について検討を行う。第4節では、若年子育て世帯の経済状況を同年齢層の子どものいない世帯との比較で把握する。第5節では全体のまとめと残された課題について述べる。

## 2. 先行研究と分析手法

### (1) 先行研究

米国では子どもの厚生（well-being）は重要な政策課題となっており<sup>1</sup>、子どもの経済状況をはじめ健康や教育など多分野にわたって豊富な研究蓄積がある。これに対して日本では、高齢者の経済状況を分析した研究は多数あるものの<sup>2</sup>、子どもの経済状況に着目した分析はほとんど行われてこなかった。数少ない例外としては、米国の Preston (1984) の分析を日本に適用した河野(1987) が挙げられる。

Preston(1984)は、1970 年代の米国で子どもの経済状況が悪化した半面、高齢者の経済状況は社会保障給付の充実によって顕著に改善したことを指摘している。Preston によると、年少人口の減少と老人人口の増加という人口構造の変化を踏まえれば、稀少性が増した子どもたちは従来以上に多くの経済資源を享受できると考えられるのに、実際には逆の現象が生じていることになる。この論文を契機として、米国では高齢者との対比において子どもの経済状況を把握する研究が多数行われるようになった<sup>3</sup>。

米国の研究状況を念頭に、河野（1987）は「厚生行政基礎調査」（厚生省）の個票を再集計して高齢者と子どもの生活水準を比較している。それによると、1975 年時点では、高齢者のいる世帯よりも子どものいる世帯のほうが相対的に豊かであったが、1985 年には逆転している。また、困窮世帯<sup>4</sup>に属する高齢者の割合は同期間に大幅に減少し、年齢による差がなくなっている。こうしたことから河野は、Preston の指摘と同様に、日本においても「老人の経済的地位が相対的に上昇し、子供のそれが低下とはいえないにしても伸び悩みにある」と結論づけている。

ただし、河野(1987)はデータの制約から調査月の現金支出額を生活水準の指標に用いていいるものの、消費支出の季節性や耐久消費財購入の影響を除去できないといった問題を残している。また、高齢者と子どもそれぞれの経済状況に、社会保障給付がどのような影響を及ぼしているのかは具体的に示されていない。本稿では、所得と社会保障給付について詳細な情報を含んでいるデータを使用し、少子高齢化が一層進行した 1980 年代半ば以降の状況を分析する。

ところで、子どもの経済状況を把握する上では、平均所得の差だけではなく所得分布の違いも重要である。特に 1990 年代以降、日本の所得不平等度が上昇しているとされる中で、子どもがいる世帯における格差がどのように推移しているかが注目される。既存研究では、子ども同士の格差を直接計測したものは少ないが、所得格差に関する研究には世帯主年齢別の所得分布を扱っているものが多く、そこから間接的に子どものいる世帯の所得分布の